

令和5年度（2023年度） 県地域医療構想関係予算の概要について

令和5年(2023年)6月 熊本県健康福祉部医療政策課

令和5年度（2023年度）の地域医療構想の具体的推進策について

R5. 6. 2
医療政策課

方向性

具体的取組み

R 5 当初予算の内容 **546,994千円**

- 県から個別医療機関への働きかけ強化

R4 : 657,136千円
(▲110,142千円)
- 調整会議の部会等を活用した連携策の磨き上げ

地域医療構想調整会議 6128-01, 04 **10,448千円**
- 地域医療構想アドバイザーによるデータ分析（課題の見える化）
助言及び研修会の開催

地域医療構想アドバイザー 6128-02 **1,216千円**

地域医療構想研修会 6128-03 **3,512千円**
- 地域の課題解決に向けた方策検討に要する経費の補助

医療機能分化・連携調査研究支援事業 5715 **16,000千円**
- 再編等に関する基本計画策定への補助

病床機能再編推進事業（ソフト） 5715 **45,000千円**
- 再編等を行う医療機関の施設設備整備への補助

病床機能再編推進事業（ハード） 5715 **63,267千円**

病床機能再編支援事業（ダウンサイジング） 7316 **316,000千円**
- 不足する病床機能への転換に対する補助

病床機能転換整備事業 5715 **24,150千円**

回復期病床機能強化事業 5715-02 **27,664千円**

優先枠

地域ごとの取組み段階に応じて支援

目標

各圏域における
議論・取組みの
活性化

民間医療機関も
含めた医療機関
の具体的対応方
針決定
(R4～5年度)

再検証対象医療
機関の具体的対
応方針に基づく
取組みの推進

上記の他、病床機能分化・連携推進事業に係る事務費 **737千円**
療養病床転換助成事業（国庫負担事業） **39,000千円**（法定負担金）

5715

0549

令和5年度（2023年度）地域医療構想関係の主な事業について①

地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用して県で予算化した地域医療構想関係の主な事業概要は以下のとおり。

地域医療構想研修会

3,512千円

地域医療構想調整会議において、各種データから地域課題を確認し、課題解決を議論するため、地域医療構想アドバイザーを選出し、詳細データに基づいた専門的見地から、医療関係者等における地域医療構想の必要性に対する理解向上・認識共有のための「地域医療構想研修会」を開催する。

病床機能再編推進事業（ソフト）

45,000千円

R2年度創設

複数の医療機関で行う病床機能の再編に対して、再編に関する基本構想・計画策定を補助する。

(基準額) (計画数) (補助率)
5,000千円 × 9計画 × 10/10 = 45,000千円

病床機能再編推進事業（ハード）

63,267千円

R元年度創設

複数の医療機関で行う病床機能の再編に対して、再編に伴う施設・設備整備費用を助成する。

(補助率) 1/2 ※「重点支援区域」の場合は3/4 (令和4年度：天草市、宇城市にて活用実績あり)

医療機能分化・連携調査研究支援事業

16,000千円

R2年度創設

医師会等が行う将来の病床機能及び外来機能の分化・連携に関する調査・研究を補助する。

(基準額) (団体数) (補助率)
2,000千円 × 8団体 × 10/10 = 16,000千円

令和5年度（2023年度）地域医療構想関係の主な事業について②

病床機能再編支援事業

316,000千円

R2年度創設

地域医療構想調整会議の合意を踏まえて行う医療機関の自主的な病床の再編や削減に対し、病床の削減数に応じた給付金を交付する。

（補助率）10/10 （令和4年度：8医療機関 209,532千円）

病床機能転換整備事業

24,150千円

「不足する病床機能」以外の病床機能から「不足する病床機能」に転換を図る一般病床又は療養病床を有する病院・有床診療所に対して施設・設備整備費用を助成する。

（補助率）1/2 （令和4年度：－）※令和3年度に有明圏域で活用実績あり

回復期病床機能強化事業

27,664千円

○ 回復期の病床機能を有する医療機関が実施する、回復期機能の強化に必要な医療機器等の購入費に対する補助
（基準額）10,000千円/事業者（補助率）1/3 （令和4年度：20医療機関 24,354千円）

○ 医療従事者（主に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）を対象とした、知識・技術を習得するための研修を行う医療関係団体に対して補助する。

（基準額）500千円/団体（補助率）10/10 （令和4年度：1団体 276千円）

○ 医療機関や地域での検討が進むよう、活用できる事業について、県ホームページや医師会等を通じて、事業の周知を図る。

○ 事業の実施にあたっては、必要に応じて地域調整会議で協議を行う。

病床機能再編支援事業（地域医療介護総合確保基金 事業区分Ⅰ－２）

令和４年度予算額：地域医療介護総合確保基金（医療分）
公費1,029億円の内数（195億円）

- 中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により顕在化した地域医療の課題への対応を含め、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制を構築する必要がある。
- こうした中、地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の合意を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等に取り組む際の財政支援*1を実施する。
- 令和２年度に予算事業として措置された本事業について法改正を行い、新たに地域医療介護総合確保基金の中に位置付け、引き続き事業を実施する。【補助スキーム：定額補助（国１０／１０）】

「単独医療機関」の取組に対する財政支援

【１.単独支援給付金支給事業】

病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画を作成した医療機関（統合により廃止する場合も含む）に対し、減少する病床１床当たり、病床稼働率に応じた額を支給

※病床機能再編後の対象３区分*2の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象３区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下となること

「複数医療機関」の取組に対する財政支援

【２.統合支援給付金支給事業】

統合（廃止病院あり）に伴い病床数を減少する場合のコスト等に充当するため、統合計画に参加する医療機関（統合関係医療機関）全体で減少する病床１床当たり、病床稼働率に応じた額を支給（配分は統合関係医療機関全体で調整）

※重点支援区域として指定された関係医療機関については一層手厚く支援

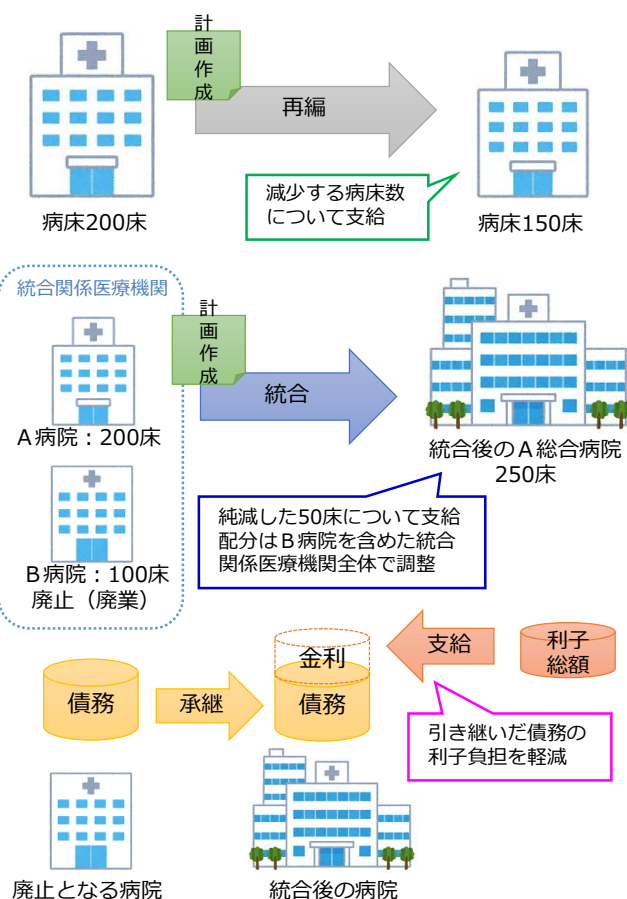
※統合関係医療機関の対象３区分の総病床数が10%以上減少する場合に対象

【３.債務整理支援給付金支給事業】

統合（廃止病院あり）に伴い病床数を減少する場合において、廃止される医療機関の残債を統合後に残る医療機関に承継させる場合、当該引継債務に発生する利子について一定の上限を設けて統合後医療機関へ支給

※統合関係医療機関の対象３区分の総病床数の10%以上減少する場合に対象

※承継に伴い当該引継ぎ債務を金融機関等からの融資に借り換えた場合に限る



*1 財政支援 …使途に制約のない給付金を支給

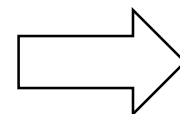
*2 対象３区分…高度急性期機能、急性期機能、慢性期機能

給付対象の判断基準について (病床機能再編支援事業)

地域医療構想調整会議において、2025年に向け、引き続き、地域のニーズに応じた医療を提供する役割を担うことが確認できた医療機関が給付対象となる。

<具体的なイメージ>

病床数の減少後も地域で
必要な役割を担う場合

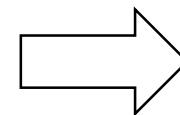


対 象

例：急性期、慢性期病床の病床数を減少し、回復期機能の強化を図る
地域のニーズを踏まえ、外来、在宅医療等に注力する 等

病床数の減少に伴い
医療機関を廃止する場合

※ただし事業承継等により、地域に必要な
医療が継続して提供される場合は除く。



対象外